平成２１年（フ）第８２２号
大分市南鶴崎３丁目２番10号パレ・ドール鶴崎Ⅱ608号
債務者　河合　智弘
1　決定年月日時　平成22年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　生野　誉士
4　破産債権の届出期間　平成22年３月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月27日午後２時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第６０１号
宮崎市江平東１丁目８番39号　宮崎ナガツマンション305号
債務者　春成　　緑（旧姓丸山）
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人　谷口法律事務所
4　破産債権の届出期間　平成22年２月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月23日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６８号
広島県三次市十日市南３丁目13番22号
債務者　金沢荘柱こと　金　　荘柱
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後２時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　那須　　寛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月23日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２２年（フ）第１７号
埼玉県新座市新座３丁目１番８―201号
債務者　林　　和雄
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平岡　直也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月24日午後２時50分
5　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１９号
埼玉県川越市大字今福1783番地２　グリーンパークマンション302号室
債務者　海老原　豊
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　寛太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月14日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第８０３号
埼玉県所沢市西狭山ケ丘１丁目2448番地の８
債務者　郡司島　勝
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　島田　浩孝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月20日午前11時
5　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第８０４号
埼玉県所沢市西狭山ケ丘１丁目2448番地の８
債務者　郡司島恵美
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　島田　浩孝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月20日午前11時
5　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第８１５号
埼玉県ふじみ野市滝３―２―18、住民票上の住所埼玉県志木市中宗岡２丁目21番22号
債務者　表　　克美
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　榎本　　清
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月13日午前11時40分
5　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第６号
山口県山陽小野田市大字郡268番地63
債務者　園村　　勇
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第２７号
函館市上野町38番６号
債務者　鎌田　とし
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第３１号
函館市富岡町１丁目３番３号
債務者　藤井　竜太
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第１０号
群馬県邑楽郡邑楽町大字石打891番地３　メゾン石打202
債務者　草野　賀代
1　決定年月日時　平成22年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第１４号
群馬県太田市細谷町1093番地
債務者　金谷　嘉則
1　決定年月日時　平成22年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第３２号
静岡県浜松市中区高丘西４丁目14番18号　ハイツサンローズ205
債務者　中山いずみ
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第６２号
広島県安芸高田市高宮町佐々部652番地
債務者　寄光真由美
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２２年（フ）第７号
秋田県横手市平鹿町浅舞字浅舞188番地
債務者　工藤　華子
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月18日午前11時
秋田地方裁判所横手支部